

○飯塚市介護相談員派遣等事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第97号

(目的)

第1条 この事業は、介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する者及びその家族(以下「利用者等」という。)の話を聴き、相談に応じる等の活動を行う者(以下「介護相談員」という。)の選定を行い、希望にあったサービス事業所(以下「事業所」という。)に派遣することにより、利用者等の疑問、不満及び不安の解消並びに介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は飯塚市(以下「市」という。)とする。

(相談員の登録)

第3条 相談員の登録は一定水準以上の研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有し、次の各号に掲げる者のうちから選考により登録する。

- (1) 家族介護の経験のある者。
- (2) 保健、福祉及び医療に係る介護問題について関心のある者。

2 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該相談員の登録を解くこととする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) その他市長が相談員としての適格性を欠くと認めたとき。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 介護相談員の派遣

- ア 介護相談員の派遣を希望する事業所は、市に申し出る。
- イ 派遣の希望があった事業所について、介護相談員を選定する。

(2) 介護相談員の活動

- ア 介護相談員は、担当する事業所を定期的又は随時に訪問する。訪問の頻度は、概ね1~2週間に1回程度を目安とする。
- イ 介護相談員は利用者との面談やサービスの現状把握等を行い、サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には、事業所の管理者等にその旨を伝え、サービス改善の途を探る。
- ウ 介護相談員は、その活動状況について市長に報告を行う。

エ 介護相談員は、身分証明証を携帯し、かつ関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

オ 介護相談員は利用者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

カ 市は、介護相談員の活動に関して問題が生じた場合は、事実関係等を把握するとともに、介護相談員及び事業所と協議の上、適切な対応を行う。

2 事業の実施について、介護相談員、事業所及び市の三者は、その目的を尊重し、相互に協力しなければならない。

(事業の実績報告)

第5条 市は、この事業の終了後に、実施結果をとりまとめる。

(費用)

第6条 第4条に規定する事業に係る経費のうち、必要と認められるものは市が負担するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。